

法学部におけるマルチメディア教材利用の意義と効果

e-Learning 教材開発研究班

はじめに

—— ファカルティ・デベロップメントとIT技術の活用 ——

野口昌宏¹

大学の大綱化の影響を受けて大学におけるファカルティ・デベロップメント（FD）の重要性が言われ、それに伴ってマルチメディアや情報処理技術（IT）を活用した授業展開の重要性が認識されている。今日の大学生の基礎学力の低下や学力の多様化から生じる大学教育の問題に対して、多くの大学では教育の質の確保と大学教育の社会に対する品質の保証の確保について検討がなされ、大学の大綱化の影響を受けて、FDが大学教育の見直しあるいは各教員の授業改善として言われ、多くの大学でその必要を認めていると同時に授業改善に伴う教員の負担増を防ぐ方策が検討されている。²

法学教育に関して言えば、わが国の法学教育の意義は、いわゆる専門法曹を養成するという役割とは異なり、一般市民として多様な社会で活躍できる法的知識と法的思考能力を備えた学生を育てることを目的とし、それと平行して司法試験教育も担ってきた。これに対して2004年から導入された法科大学院は、21世紀のわが国社会において専門法曹として期待される人的基盤を確立するための養成に特化した教育制度として高度の理論的・実践的な法学教育として導入された。今日の法科大学院時代において学部の法学教育はどうあるべきか、また入試多様化と文科省の新指導要領による“ゆとり教育”の結果によるとみられる大学生の学力低下、入学後の学習意欲減退、理解できずに不満を感じている学生の存在に、従来の司法試験と平行してなされてきたいわゆる教科書主体の伝統的な法学教育のあり方について再検討が迫られている。

このことに関連して、いま教員および大学が抱える課題に対する取り組みとして、IT技術を活用した教育の方法がこれらの問題の解決を支援する手段となりうることの検討がなされている。³

ITを活用したFDが叫ばれ実践されるようになったのは、IT技術を利用した人間のコミュニケーションという基本を活用した教育技術、すなわち授業形態、方法、教材研究、教材開発など教育上のスキルを身につけて教育力の補完あるいはその延長により「分かる授業」「興味ある授業」を創造的に展開し、学生のモチベーションを高めようとする考えに基づく⁴。学習支

援を目的とした e-Learning のシステムは、概ね①「講義録システム」、②「遠隔講義システム」、③「WEB システム」などの方法がある。

「講義録システム」は、コンテンツが授業終了後に作成されるために学生の予習には利用できないが、学生が授業中に採った自分のノートが正しく採れているかを、授業後に公開される講義録で確認しながら、講義の復習をすることが出来る。実際に、私は今年度、試験的に非常勤校の民法総則の授業において、毎週の講義終了後にその週の講義録を1週間だけ WEB 上に掲載し、翌週には次の講義録を掲載する方法で講義を行なった。学生は講義終了後に1週間以内に講義録を読むかプリントしなければ消えてしまうのでその週の内に復習させる効果がある。

「遠隔講義システム」は、対面型クラスの授業では利用できないが、ひとつの利用方法として実際の講義の中で講義テーマに関連する問題について、たとえば外部の専門家（弁護士、一般企業の専門家など）に遠隔システムで参加してもらって講義の中でスクリーンを通じて実務的意見を述べてもらう、あるいは遠隔システムを利用して他大学との連携ゼミ、遠隔地にある大学との模擬裁判などの利用が可能である。

「WEB システム」は、WEB 上に講義に関連するレジュメ、資料、判例、地図、事件現場の写真（要件事実を目で理解させる）などを予め掲載しておいて、授業に出席する学生が予習できるコンテンツを提供するものである。自学自習のための問題の提供と学生が自分で解答してゆくというシステムを作成して提供することも可能である。また、たとえばある契約に関する当事者の交渉場面の動画を見せて、法的問題発見と解決のための適用法令を検討させて法的思考能力を養う訓練をすることも可能である。

このテクノロジーが教員の授業方法を変える知的で刺激的な道具とするには、おおくの問題を克服しなければならない。すなわち教員が教材を作成する場合のテクノロジー技術の理解もさることながら教材作成に膨大な時間を要しそれだけで忙殺されてしまうことになりかねない。FD としての IT 活用は、大学による e-Learning 教材支援体制（支援センターの設置）などの教員をサポートする体制が必要であると同時に、教育という製品の品質管理、同じ分野の教員同士のチームワーク、他大学とのネットワークなど教員の意思改革が必要である。